

1 地域包括支援センター（介護保険法第115条の46）

（1）設置目的

高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

（2）設置主体

地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置する施設です。

(3) 役割

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行う。

介護予防ケアマネジメント

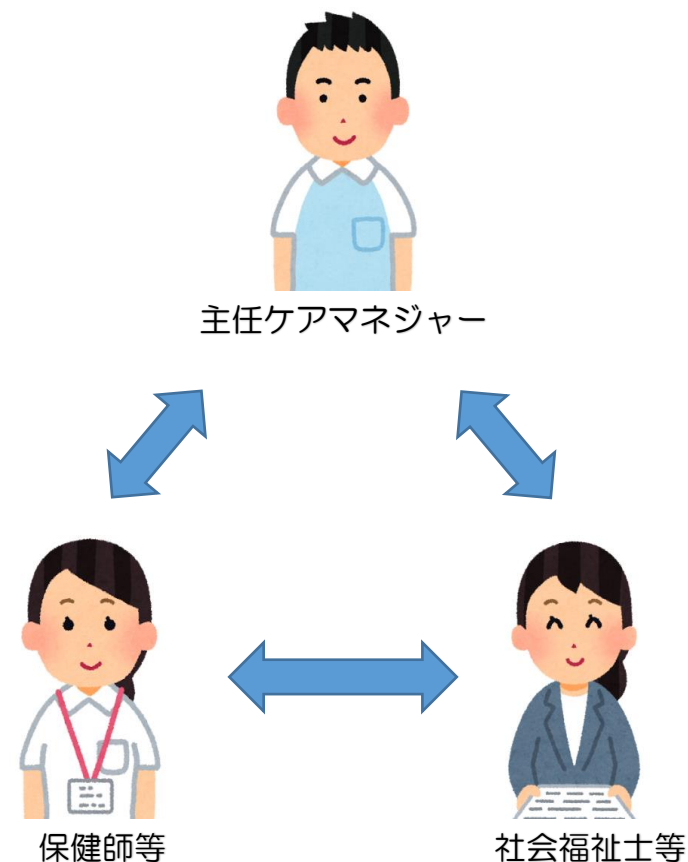
総合相談

権利擁護

包括的・継続的
ケアマネジメント

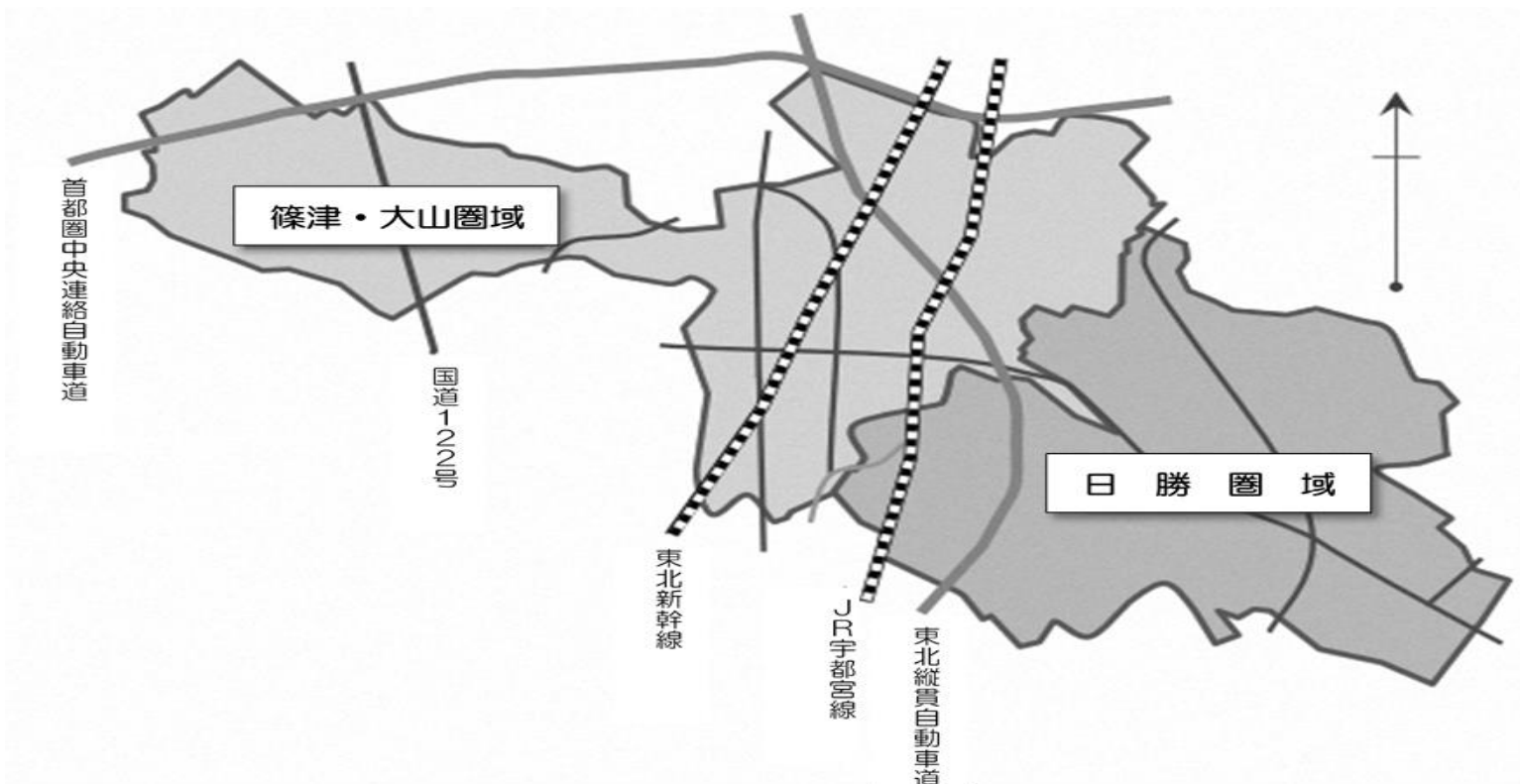
(4) 体制

保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等の医療・介護・福祉に関する専門職が配置されています。
これらの専門家が互いに連携を取りながら「チーム」として総合的に高齢者を支えます。



2 地域包括支援センターの圏域

市内を日勝圏域と篠津・大山圏域の2か所に分け、それぞれに地域包括支援センターを設置しています。



3 地域包括支援センターの主な業務

- (1) 介護予防ケアマネジメント業務(介護予防ケアプランの作成等)
- (2) 総合相談支援業務(住民等からの各種相談の受付)
- (3) 権利擁護業務(成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応等)
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントの支援・ケアマネジャーへの指導・助言)

1 介護予防に係るケアマネジメント

- (1) 目 的 住み慣れた地域で健やかに生活するための健康づくりや介護予防の支援をします。
- (2) 対象者 「要支援1・2」「事業対象者」
- (3) 内 容 介護予防サービスを利用するための介護予防プランの作成を行います。

2 総合相談窓口

高齢者に関する健康や福祉、医療、生活に関することなどさまざまな相談



相談場所1か所で必要な複数のサービスの紹介・調整



ワンストップサービスの機能

3 高齢者の権利擁護

高齢者の権利を守るため、高齢者虐待（疑いも含む）や消費者被害などの相談について関係機関と協力して対応しています。また、成年後見制度等の案内や利用支援を行います。



4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域のネットワークづくり）

市、ケアマネジャー、医療機関、民生委員・児童委員等、さまざまな職種や関係機関と連携しています。



高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるような
体制の構築

地域づくり